

◎新潟県告示第321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、南魚沼市から区画整理（農地災害関連区画整備）事業吉里地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成27年3月20日

新潟県南魚沼地域振興局長